

大分大学医学部附属病院移植・再生医療支援室細則

平成28年5月25日制定

平成28年医学部附属病院細則第4-9号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院移植・再生医療支援室（以下「支援室」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 移植医療に係る関係機関等との連絡調整、各種手続、患者・ドナー及びその家族への支援、データ管理等に関すること。
- (2) 再生医療に係る関係機関等との連絡調整、各種手続、患者への支援、データ管理等に関すること。
- (3) その他支援室に関し必要な事項

(構成等)

第3条 支援室は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 支援室長
 - (2) 副支援室長
 - (3) 移植コーディネーター
 - (4) その他支援室長が必要と認める者
- 2 支援室長は、病院長が指名する医学部又は附属病院の教授をもって充て、支援室の業務を総括する。
- 3 副支援室長は、病院長が指名する医学部又は附属病院の教授をもって充て、支援室長の業務を補佐する。
- 4 第1項第3号及び第4号の委員は、病院長が指名する。

(運営委員会)

第4条 支援室に、支援室の運営に関する事項を審議するため、移植・再生医療支援室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 支援室長
 - (2) 副支援室長
 - (3) 腎臓外科・泌尿器科，血液内科，小児科，形成外科及び眼科の医師 各1人
 - (4) 看護部副部長 1人
 - (5) 移植コーディネーター 若干人
 - (6) 看護師長 若干人
 - (7) 医事課長
 - (8) その他支援室長が必要と認める者
- 3 前項第3号から第6号及び第8号の委員は、病院長が指名する。
- 4 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 運営委員会に委員長を置き、支援室長をもって充てる。
- 7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 8 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。
- 9 運営委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 10 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 11 委員が、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理の者を会議に出席させることができる。
- 12 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 13 運営委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、支援室の運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この細則は、平成28年5月25日から施行する。